

令和 8 年度 南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画(案)

■ 運営方針

- 成年後見制度利用促進基本計画に則して、「権利擁護支援」「成年後見制度」の促進に取り組み、権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進と機能強化につとめる。
- 中核機関の位置付けと役割に則して、本人、専門職団体、関係機関との連携強化を図るためのコーディネートの実践につとめる。

■ 事業内容

- 成年後見制度に関する相談及び利用支援
- 成年後見制度に関する広報及び啓発
- 市民後見人の養成及び活動支援
- 市民後見人候補者の登録及び受任調整
- 市長申立に関する業務
- 成年後見制度に関する関係機関等との連携
- 中核機関として必要な業務
- その他、センター運営に関し必要な事業

■ 重点目標：

1. 権利擁護支援・成年後見制度の普及・啓発に向けた機能強化

- ・市民、支援者に向けて更なる理解を深める為の広報・啓発を実施する。
- ・制度利用の検討段階から支援できる相談体制と支援チームのコーディネートに取り組む。
- ・専門相談・相談窓口の周知を図り、アウトリーチによる相談も実施する。

2. 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築

- ・地域性を反映した権利擁護支援ネットワークの構築と推進に向けて関係機関との協議を継続的に実施する。
- ・本人や関係者からの相談に必要なコーディネートを行い、専門職団体、関係機関との連携強化を図る。

3. 制度の担い手の育成

- ・市民後見人の活動に対して支援を行う。
- ・市民後見人及び候補者に対して、制度の担い手としてモチベーション維持・質の担保を目的として研修を実施する。
- ・地域共生社会の実現の観点からも、市民後見人養成について権利擁護の担い手として多様な「市民後見」のあり方に配慮した養成研修を実施する。